

VI-2

交流及び共同学習をしよう

(1) 交流及び共同学習の意義・目的

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、共生社会の実現に向けて大きな意義を有するものです。

小・中学校や特別支援学校の学習指導要領等では、交流及び共同学習の機会を積極的に設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

障がいのある児童生徒にとってのねらい

- ・集団生活の経験を通して、社会性を育む
- ・より大きい集団の中で学ぶことによって、幅広い人間関係を学ぶ
- ・同年代の児童生徒の中で対人関係のスキルや言葉を学ぶ
- ・集団の関わり合いの中で認められたり、成就感が得られたりする経験を通し、意欲と自信をもつ
- ・特別支援学級で身に付けた力をどのように使うかを実践的に学ぶ

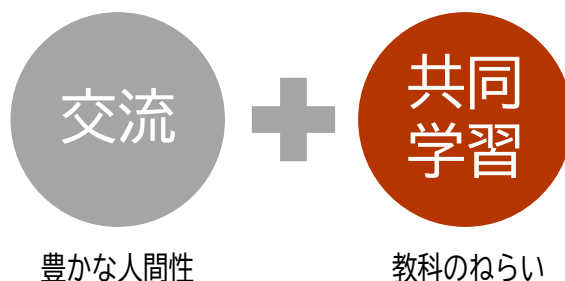
障がいのない児童生徒にとってのねらい

- ・障がいのある児童生徒を正しく理解する
- ・一人一人の違いを認め、それぞれが精一杯努力することの尊さを知る
- ・仲間として、互いに認め合う



共生社会を担う児童生徒を育てること！

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。



① [交流及び共同学習ガイド](#)（文部科学省 平成31年）

② [交流及び共同学習「合理的配慮」事例集](#)

[～一人一人の教育的ニーズに応じた支援のために～](#)

（小松市インクルーシブ教育システム構築モデル事業（交流及び共同学習）推進委員会）



①



②

(2) 交流及び共同学習に係るQ & A

ア 交流及び共同学習の留意事項について



交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要がありますか？

単発の交流機会を設けるのみにとどまらず、年間を通じて計画的に取り組むことが大切です。学校行事や学習など、直接的に活動を共にするだけでなく、作文や作品の交流、インターネットを活用した遠隔による学習といった間接的な交流を含む幅広い体験を通して、豊かな人間形成を図っていくようにしましょう。

さらに、交流及び共同学習を行う授業中の活動だけで終わらせず、双方の児童生徒等に対する十分な事前学習及び事後学習を実施することが大切です。



イ 学級担任の付き添いについて



特別支援学級に在籍している児童生徒が交流及び共同学習をしている時に、特別支援学級担任は付き添う必要がありますか？

特別支援学級に在籍する児童生徒数によっては、同時に複数の交流及び共同学習が行われる場合があり、学級担任が指導に入ることが難しい状況が生じることから、通常の学級との交流及び共同学習に必ず付いて指導に入らなければならないわけではありません。

ただし、通常の学級で行われる交流及び共同学習は、特別支援学級の教育課程に基づく個別の指導計画の目標を達成するための学習であることから、あらかじめ通常の学級の担任と連携を図り、ねらいや配慮点などについて共通理解をしたり、事前に評価に関わる情報交換を行ったりしておくことが大切です。



ウ 交流及び共同学習の実施の程度について



特別支援学級に在籍している児童生徒の授業形態について、全ての時間を交流学級で学習させたいという保護者の要望があった時に、どのように対応する必要がありますか？

特別支援学級に在籍しているにもかかわらず、特別支援学級の担当教員等の協力による指導などの必要な指導体制を整えないまま、通常の学級における「交流及び共同学習」として指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して「通級による指導」を受ける状況と変わらず、当該児童生徒が必要な支援を受けていない不適切な状況となります。

交流及び共同学習を実施する目的やねらいを明確にするとともに、保護者に対して丁寧な説明をすることが必要です。

